

# 令和5年 労働災害発生状況（令和6年3月末現在）

（休業4日以上 の 死傷者数）

## 業種別

業種	年	5年		4年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品		41		23		18
	木材・木製品		3		3		
	化学工業		12	1	19	-1	-7
	金属製品		27	1	20	-1	7
	一般・電気・輸送用機械		9		14		-5
	その他		24	1	34	-1	-10
	小計		116	3	113	-3	3
建設業	土木工事		8		7		1
	建築工事（木造除く）		15		17		-2
	木造建築工事		4		6		-2
	その他の工事		6		6		
	小計		33		36		-3
陸上貨物運送事業		39		37		2	
畜産業		6		3		3	
小売業		28		34		-6	
社会福祉施設		18		27		-9	
飲食店		8		5		3	
その他		2	78	2	55		23
計		2	326	5	310	-3	16

## 新たな化学物質規制項目の施行期日

筑西労働基準監督署

規制項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
ラベル表示、通知をしなければならない化学物質の追加			●
ばく露を最小限度にすることが必要となる化学物質の追加（ばく露を濃度基準値以下にすること）		●	●
ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	●
皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（健康障害を起こすおそれのある物質関係）		●	●
衛生委員会付議事項の追加		●	●
がん等の遺伝性疾患の把握強化		●	
リスクアセスメント結果等に係る記録の作成・保存		●	
化学物質労働衛生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
リスクアセスメントに基づく健康診断の実施、記録作成等			●
がん原性物質の作業記録の保存		●	
化学物質管理者・保健員着用管理責任者の選任義務化			●
雇入れ時等教育の拡充			●
職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
SDS等による通知方法の柔軟化	●		
SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
注文書が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●	
特殊健康診断の実施頻度の緩和		●	
第三管理区分事業場の措置強化			●

## 化学物質管理に関する相談窓口 連絡先、受付時間

相談窓口：テクノヒル株式会社 化学物質管理部門  
 開設期間：令和6年4月1日～令和7年3月18日 TEL: 050-5577-4862  
 受付時間 平日10:00～17:00(12:00～13:00を除く)  
 ※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

## 月別

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計		
5年	27	27	29	23	18	25	29	27	(1)	32	26	33	(1)	(2)	326

## 年齢別

年齢	件数	率(%)
～19歳	2	0.6%
20～29歳	(1) 38	11.7%
30～39歳	37	11.3%
40～49歳	62	19.0%
50～59歳	80	24.5%
60歳～	(1) 107	32.8%

## 規模別

## 事故の型別

業種	規模	事故の型別										合計					
		規模 9人	四九人	一〇人	五〇人	九〇人	一〇〇人	規模 100人以上	墜落・転落	転倒	激突され		巻込まれ・挟まれ	こすれ	交通事故	動作の反動	その他
製造業	食料品	1	15	11	14				5	13		5	1		9	8	41
	木材・木製品		3							1		1				1	3
	化学工業		5	2	5	2	2	2	2	1	5				1	1	12
	金属製品	7	17	1	2	3	3	3	3		11	2			1	4	27
	一般・電気・輸送用機械		1	1	7	1	1	1	1				1		3	3	9
	その他	5	11	4	4	7	3	3	3	3	4	4			2	5	24
小計	13	52	19	32	18	23	8	25	4	25	4		16	22	116		
建設業	土木工事	2	6						4	1	1	1			1		8
	建築工事（木造除く）	8	7						8	1		2	1		1		15
	木造建築工事	4							1			1				2	4
	その他の工事	5	1						3	1	1	1					6
	小計	19	14						16	3	4	4	2		2	2	33
陸上貨物運送事業	11	18	5	5	15	2	2	2	2	2	2		2	6	10	39	
畜産業	1	2	2	1	1	2		1	2	1					2	6	
小売業	6	10	10	2	7	10	1	1	1	1	1	4	1	3	3	28	
社会福祉施設		10	4	4	1	6	2							6	3	18	
飲食店		8			1	4								1	2	8	
その他	20	32	9	17	17	(1) 18		6	(1) 11			9	5	12	(2) 78		
計	70	146	49	61	76	(1) 68		24	(1) 43	7	15	37	56	(2) 326			

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、( )内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く